



福岡医発第 2013 号 (地)
令和 5 年 11 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

古賀市子ども医療費支給制度の改正について

古賀市における子ども医療費については、令和 5 年 10 月 1 日診療分から「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（就学前）」の自己負担額を無料とする旨、令和 5 年 9 月 4 日付福岡医発第 1433 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、関係条例が改正され、令和 6 年 4 月 1 日診療分から「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までも子ども」まで自己負担額を無料にする旨、同市より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 改正部分の医療費の支給は、これまでの子ども医療費支給制度同様、現物支給方式です。
- 2) 対象者に対しては、令和 6 年 4 月 1 日より使用できる子ども医療証が同年 3 月中に送付されますことを申し添えます。

記

年齢区分	自己負担額	
	現行 (令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月まで)	改正後 (令和 6 年 4 月から)
0 歳から就学前まで	(入 院) 徴収しない (入院外) 徴収しない	(入 院) 徴収しない (入院外) 徴収しない
小学生	(入 院) 500 円／日 (月上限 3,500 円) (入院外) 1,200 円／月 (上限)	
中学生	(入 院) 500 円／日 (月上限 3,500 円) (入院外) 1,600 円／月 (上限)	
高校生世代 (18 歳まで)	(入 院) 500 円／日 (月上限 3,500 円) (入院外) 制度対象外	

以上

(公印省略)

05 古 市 国 2233 号
令和5年10月20日

公益社団法人福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明 様

古賀市長 田辺 一城

古賀市子ども医療費支給制度の改正について
(18歳まで無償化拡大)

平素より、古賀市の医療費支給事業の運営につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、古賀市では子ども医療費支給制度を本年10月1日診療分から、「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども(就学前)」の自己負担額を無料としておりますが、今回、関係条例を改正し、令和6年4月1日診療分から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども」まで自己負担額を無料にすることといたしました。

改正後の医療費の支給につきましては、これまでの子ども医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、対象者には令和6年4月1日から使える子ども医療証を令和6年3月中に送付いたします。改正概要につきましては、別紙をご参照ください。

つきましては、会員の皆様への周知方よろしく願いいたします。
本事業へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課

年金・医療係 担当：西村・村松・笠木

電 話 092-942-1194

FAX 092-942-1275

◆ 子ども医療費支給制度の改正概要 ◆

- ◆対 象 者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども
(0歳から高校生世代まで)
- ◆開 始 期 間：令和6年4月1日診療分から
- ◆対 象 範 囲：高校生世代の入院外についても対象拡大
- ◆改正後の自己負担額：入院、入院外ともに無料（徴収しない）
- ◆新しい子ども医療証：令和6年3月中に対象者に郵送予定

※改正部分の医療費の支給は、これまでと同様に現物支給方式とし、ひとり親家庭等医療の受給者、重度障がい者医療の受給者、生活保護の受給者は対象としません。

※18歳までの子のうちひとり親家庭等医療の受給者ならびに重度障がい者医療の受給者は子ども医療支給制度へ移行となります。

◆改 正 概 要：

年齢区分	自己負担額	
	現行 (令和5年10月から令和6年3月まで)	改正後 (令和6年4月から)
0歳から就学前まで	(入院) 徴収しない (入院外) 徴収しない	(入院) 徴収しない (入院外) 徴収しない
小学生	(入院) 500円/日(月上限3,500円) (入院外) 1,200円/月(上限)	
中学生	(入院) 500円/日(月上限3,500円) (入院外) 1,600円/月(上限)	
高校生世代 (18歳まで)	(入院) 500円/日(月上限3,500円) (入院外) 制度対象外	